従五位に叙する（各通）
石井　三郎　衣斐　竹生
神谷　勲　亀山　魁
窪　健三郎　鷲見　順道
内藤　紀男　長瀬　要
平野　清雄　星野　三郎
本巣　寛

正六位に叙する（各通）
赤間　信吉　河合　徹
白井　政美　鈴木　俊一
田村　博司
（警視庁警部）
細越　勝喜
宮谷　隆文

従六位に叙する（各通）
安藤　政隆　伊東　兵治
近藤　登　谷　森明
藤元　次雄　梁瀬　正行

従七位に叙する
細山　信博

正八位に叙する（以上四月二十四日）
谷本　貞人
野田　嘉六

従四位に叙する（各通）
正七位
（北本市議会副議長）
松井　亮二

従五位に叙する（各通）
正六位に叙する
岩下　敏夫　小松　嘉則
竹岡　律男　田嶋　一彦
中野眞治郎　原　泰之

従六位に叙する（各通）
児玉　清
野坂　亨
（警視庁警部）

正七位に叙する（各通）
眞鍋　元

従七位に叙する（各通）
中島　謙一

正八位に叙する（以上四月二十五日）
鈴木甲子男
蝦名　幹夫
淨園　滿成
竹内　保
日浅　義輝
増田　隆司

従四位に叙する
正八位
正五位に叙する
大場　正男

従五位に叙する（各通）
森田　稔
辻　健二郎

正六位に叙する
飯田　茂　富山　冨男
濱中　克彦　原田　昭彦

従六位に叙する（各通）
浅野　助春　大谷　嘉男
田中　繁一　藤岡　歳明

正七位に叙する（各通）（以上四月二十六日）
（九州大学名誉教授）
都野　雄甫

正四位に叙する
篠田　信義

従四位に叙する
高尾　正二

従七位に叙する（以上四月二十七日）
井上　正樹

従五位に叙する（四月二十八日）
○叙勲
（綾瀬市議会議長）
近藤　洋

旭日小綬章を授ける
海老原　誠

旭日双光章を授ける
石井　忠直　大槻　俊雄
高見　克己　長島　俊平

旭日単光章を授ける（各通）（以上四月二十二日）
小池　洋

旭日小綬章を授ける
日下　公

旭日双光章を授ける
三箇　優　和田　勇

旭日単光章を授ける（各通）（以上四月二十三日）
平野　清雄

旭日双光章を授ける
青木伊久雄　泉　克己
澁谷　好市　西村　政達

旭日単光章を授ける（各通）（以上四月二十四日）
（北本市議会副議長）
中山　敬弘

旭日小綬章を授ける
竹岡　律男

旭日双光章を授ける（各通）
中野眞治郎

旭日単光章を授ける（各通）（以上四月二十五日）
安達　傳　玉城　盛吉
寺田　達

（福井大学名誉教授）
宮澤永次郎

川嶋　良一

佐藤　俊介

鈴木　重之

瀧澤　忠夫

徳丸　朝成

瑞宝双光章を授ける（各通）
吉田　宏

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月二十二日）
堤　彦一

瑞宝小綬章を授ける
石井　章道
（総務事務官）
柴田　雅男

田中　良一

山口嘉一郎

瑞宝双光章を授ける（各通）
大八木正一

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月二十三日）
宮村　正治

瑞宝小綬章を授ける
赤間　信吉

蝦名　幹夫

窪　健三郎

鈴木甲子男

武田　六夫

日浅　義輝

本巣　寛

瑞宝双光章を授ける（各通）
伊東　兵治

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月二十四日）
（警視庁警部）
藤井　順三

堀尾　明保

瑞宝小綬章を授ける
加藤眞之助

橋口　省三

瑞宝双光章を授ける（各通）
川越　清志

田川　正光

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月二十五日）
遠藤　益　倉知　釵一
小関　由之　佐々木信夫
佐藤　俊介　佐藤　芳久　澤口　正男
鈴木　重之　関口　忠　高橋仙太郎
瀧澤　忠夫　田中　諒　徳永信太郎
徳丸　朝成　西本　司郎
吉田　宏　藁粥太利五郎
児玉　忠良
堤　彦一
笠原　廉平　窪田　克己
（総務事務官）
柴田　雅男　來間　富男
下斗米　昭　杉本　充稔
辻川　廣　門埜　雄策
綿引　君治
長谷川秀明　濱崎　利幸
渡邉　勝馬
増田　隆司

石井　三郎　宇土　登
神谷　勲　河合　徹
久保田　進　白井　政美
鷲見　順道　竹内　保
田村　博司　内藤　紀男
星野　三郎　宮谷　隆文

谷　森明
千葉　義夫
細越　勝喜
元山　登
今泉　正巳

津村　修　富樫　光雄
村井　等　森　喜久治

鈴木　源悦
小島　浪
眞鍋　元　米倉　哲見

辻　健二郎　濱中　克彦　原田　昭彦
安達　英一　藤岡　歳明
（九州大学名誉教授）
都野　雄甫
高尾　正二

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、五月二十八日アゼルバイジャン国の国祭日につき、同月二十七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

本邦駐箚エルサルバドル共和国特命全権大使　リカルド・パレデス・オソリオ

旭日大綬章を贈与する（五月二十一日）

瑞宝単光章を授ける（以上四月二十七日）

官庁報告

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、国鉄西日本動力車労働組合から、組合員の配転等の要求に関して、平成22年６月１日以降、同組合の組合員が従事する全職場（大阪府及び奈良県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成22年５月31日

厚生労働大臣　長妻　昭

公　聴　会

特定ガス供給約款の設定の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十二年五月三十一日

北海道経済産業局長　柚原　一夫